

松江商工会議所

中小企業再生支援協議会事業 支援業務部門 御中

## 相談申込書兼第二次対応申込書 (新型コロナウイルス特例リスク用)

当社及び私は、貴所による中小企業再生支援協議会事業（以下、「本協議会事業」といいます。）の制度、新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール（以下、「特例リスク」といいます。）実施要領に基づく手続及び内容等（再チャレンジ支援<sup>1</sup>を含む）について説明を受け、その内容を十分に理解し、本書裏面の誓約書及び下記の事項について同意した上で、特例リスク窓口相談（第一次対応）を申し込みます。また、貴所が特例リスク計画策定支援（第二次対応）の開始を決定したときには特例リスク計画策定支援（以下、「本支援」といいます。）を実施いただきますよう、あらかじめ申し込みます。

### 記

1. 本支援が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け資金繰りに窮している中小企業者に対して、事業改善の可能性の検討を待たず、1年間の特例リスクの要請及び資金繰り計画の策定を支援するものであり、貴所が特例リスク計画の成否を含め当社の資金繰り及び事業に関する責任を負うものではなく、それらについての責任の一切が当社に帰属すること。
2. 貴所による本協議会事業及び本支援の遂行のために、当社及び私が、貴所（支援業務部門）の統括責任者及び統括責任者補佐に開示した情報及び今後開示する情報を、貴所が、経済産業省中小企業庁、中国経済産業局、中国経済産業局管内の中小企業再生支援協議会事業支援業務部門に所属する弁護士資格を有する統括責任者又は統括責任者補佐、及び中小企業再生支援全国本部に開示すること。
3. 経済産業省中小企業庁、貴所又は中小企業再生支援全国本部が実施する本協議会事業に関するアンケートに協力すること。

令和 年 月 日

法人 (住所)

(会社名)

(代表者名)

代表者 (住所)

(氏名)

<sup>1</sup>「再チャレンジ支援」とは、新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール実施要領2.(4)、3.(5)②、5.(2)③に規定する支援を意味します。

## 誓 約 書

当社及び私は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社及び私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、松江商工会議所（以下、「貴所」といいます。）において必要と判断した場合に、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 貴所の支援対象として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（支援対象の事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 貴所の支援対象として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて貴所の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

以上